

れいわ ねん がつ にち
令和3年7月1日、

宜野湾市男女共同参画推進条例が施行されました!

お互いに 未来を築もう 共同参画



「男女共同参画社会」とは、性別等に関わらず、すべての人が、それぞれの能力や個性を十分に生かし、互いに助け合い、支え合い、平和で安心して、いきいきと暮らしていける社会です。宜野湾市はその考えや取り組みなどを条例として決めました。市報7月号では、条例の基本理念(第3条)について説明しました。今回は、**男女共同参画を進めていくためのそれぞれの役割(協働(第4条)、責務(第5~9条))**について説明します。

すべての人が平和で安心して暮らすために、平等で多様性を認め合い、あらゆる分野において協働し、権利が保障され、喜びと責任を分かちあうことのできる**人権尊重のまち**の実現をめざしましょう!

多様な人材が地域活動に参画でき
るような組織作りを取り組み
ましょう。



自治会(第9条)



宜野湾市(第5条)

市は7つの基本理念をもとに、**市民等と協働**しながら国・県等とも連携し、男女共同参画の推進に取り組みます。

(第4条)
男女共同参画社会の
推進は、市及び市民等*が
協働して行いましょう

家庭や職場、学校、地域、その他あらゆる場面で、男女共同参画に積極的
に取り組ましましょう。

市民(第6条)



教育関係者(第8条)

男女共同参画社会を進めるため
に、教育の役割はとても大事!
教育本来の目的を実現できるよう、
男女平等教育を行いましょう。

事業者(第7条)



すべての人が職場の活動に対等に参画でき
る環境づくりと**ワーク・ライフ・バランス**に
取り組んでいきましょう。



*市民等とは、市民、事業者(市内において事業活動を行う全ての個人及び法人その他の団体をいう)、教育関係者(市内において学校教育又は社会教育に携わる者をいう)及び自治会のことをいいます。

宜野湾市男女共同参画推進条例HP ⇒

【お問合せ先】宜野湾市 市民協働推進課 平和・男女共同係 ☎:098-893-4119

